

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2015

課題番号：24820027

研究課題名(和文) 豪農経営における当主の弟の役割再考

研究課題名(英文) Re-examination the Role of the Younger Brother in "IE" in Early Modern Japan

研究代表者

加納 亜由子 (Kanou, Ayuko)

神戸大学・経済経営研究所・助教

研究者番号：00634346

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、近世後期豪農の非相続人(当主の弟)の家族役割を再検討することである。先行研究で「一人前として扱われない」ながらも「当主の代理・補佐」的な立場であった可能性があると指摘されている点に着目し、一次史料に基づいて再検討を行った。その結果、当主の弟は、「家」内部では「当主の代理・補佐」的な役割を果たすことが可能であったが、公的行為の主体になることはできないかったことを明らかにした。近世社会における非相続人の家族役割とその限界を具体的に明らかにし得たことで、これまで当主を中心に語られてきた近世の家族役割の見直しが進むことが期待される。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is re-examination the role of the younger brother in "IE" in early modern Japan. It is believed that the family head was be representative of "IE". The younger brother was not full-fledged member of society but assistant of the family head. However, this theory is ideological thinking and it has yet to be shown the primary source. I aim to re-examination this theory on the basis of the primary source, the letter and the diary. Here we found that the younger brother was in position to assistance of the family head in the private way. But he was unable to be representative of "IE" and his family member, and to perform the legal act.

研究分野：日本史

キーワード：家 家業 家族役割 豪農経営 二男三男 当主の弟 非相続人

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の目的は、生家に残った非相続人(二男三男、当主の弟)の家族役割を再考することである。

(2) 近世家研究は、村や地域社会の中での家の位置づけから始まって、家意識の内実、家の内部秩序へと研究が深化。小農自立によって小農民にも「家」意識が成立し、当主とその妻が中心となる家内秩序が形成されたこと、当主が対外的に「家」を代表し家内を統率する役割を担ったことなどが明らかになっている。

これらの研究の中で、二男三男・当主の弟は「厄介」「一人前の扱ひを受けない」存在であったと位置づけられている*1。この評価は、近世社会では直系家族形態が原則的となり長男子単独相続が一般的であった点を論理的な根拠にしている。ただし、あくまでも当主の役割と比較するかたちで非相続人である二男三男・当主の弟を位置づけているに過ぎず、観念的な評価にとどまっているという問題点を抱えている。

*1 大竹秀男『封建社会の農民家族 改訂版』(創文社、1982年、初版1962年)、大藤修『近世農民と家・村・国家』(吉川弘文館、1996年)。

(3) 2000年頃から、当主やその妻以外・長男以外の家族構成員(非相続人)の家族役割に着目した研究が見られるようになる。ジェンダーの視点から「家」経営体の内部構造を問い直した長野ひろ子*2は、「直系に属さないマイノリティの男性家族は、公的役割を果たす所有主体・経営主体ではありえず、その労働はすべて実労働に限られ、管理的側面は皆無であった」としている。岡田あおい*3は、歴史人口学の手法を用いて家督継承者らのライフコースを追跡。「結婚をし、子どもをもつける、すなわち家系の連続が可能になることが、家督継承者としての条件」ではないかとし、この条件が整うまで弟(二男三男)が「家督継承予備軍」として未婚のまま生家に残されていたことを指摘している。

これらの研究は、史料に基づいて非相続人の役割を位置付けたという点で、それ以前の研究とは一線を画している。特に、岡田氏の指摘は、非相続人が「当主・嫡男の代理」とされていた可能性を示しており、従来の家研究で明らかにされた家内秩序・家族役割の見直しに繋がる重要な指摘である。

本研究では、これらの研究成果に学びながら、「一人前として扱われない」ことの実像、「当主・嫡男の代理」とされていた可能性を、一次史料に基づいて検討する。

*2 長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』(吉川弘文館、2003年)。

*3 岡田あおい『近世農民家族における家督の継承とその戦略』(速水融編『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房、2002年)。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、豪農の二男として生まれ、家を相続しないまま、当主の弟・叔父の立場で生家に留まり続けた人物(有元左吉郎)に注目する。

(2) まず、豪農有元家における家族役割について、当主勇治郎・弟左吉郎・嫡男喜代蔵それぞれの役割の違いを考察。当主勇治郎は本陣・大庄屋・掛屋の公用で多忙であり、遠方への出張で家を留守にすることも多かったこと、留守中は弟左吉郎や嫡男喜代蔵が家産管理などを代行する傾向にあったことを明らかにする。

次いで、非相続人である左吉郎が、家産管理に関わる問題解決に奔走した事例に着目し、非相続人が家産管理することの意義とその限界を明らかにする。

(3) この分析を通して、「当主・嫡男の代理」の可能性とその限界、「一人前として扱われない」ことの実像を検証し、「家」意識の内実(「家」経営における当主の権限)に迫りうる重要な論点を提示する。

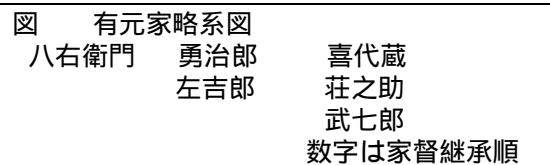
3. 研究の方法

(1) 本研究で取り上げる事例

本研究では、美作国吉野郡の豪農有元家の二男、有元左吉郎を取り上げる。

古町村は、常陸国土浦藩領の飛び地であり隣り合う二ヶ村とともに因幡街道沿いの宿場町(小原宿)を形成していた。有元家は代々、本陣、土浦藩領吉野郡大庄屋・掛屋などを勤めており、文久元年(1861)には153石余りの所持地を持ち、金融業・酒造業(株高10石、明治3年の造米高は300石)などを営む、いわゆる豪農経営を展開していた。

有元左吉郎は、文化14年(1917)に有元八右衛門の二男として誕生。左吉郎は、一歳年上の兄勇治郎がいるにも関わらず嫁取婚。兄勇治郎が家督相続した後も「当主の弟」の立場で生家有元家に留まり続けるという、特徴ある経歴を辿った。



(2) 本研究の手法

左吉郎は、当主勇治郎との間で書状のやり取りを重ねている。これは、公用出張先と留守宅との間で交わされたもので、公用に関する書類と一括して保存されていた。本研究では、これらの書状のうち文久年間に交わされた書状を分析する。

まず、書状分析の前提として、当主勇治郎が書いた『日記』を用いて、有元家の家族役割についての分析を行う。

次に、文久年間の書状の分析を行う。

まず、書状の用件を分類し、この書状が公用遂行のために出張先と留守宅との間で交わされたこと、家経営に関わる私的な相談事項も含まれることを明らかにする。

次いで、家経営に関わる私的な相談事項のうち、家産管理に関わる問題（仲ノ田一件）の分析を行う。書状および『日記』中に見られる仲ノ田一件についての記事を時系列で整理し、家産管理における当主の役割・弟の役割を解明する。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

有元家の家族役割について

表 有元家の公用出張(文久4年)

日付	行先	用件
1/4 ~ 1/10	近長・勇治郎	年頭のため出勤(大庄屋)
2/10 ~ 2/14	近長・勇治郎	初午のため出勤(大庄屋)
7/1 ~ 7/4	近長・勇治郎	暑中伺いのため出勤(大庄屋)
8/24 ~ 9/8	近長・勇治郎	(用件不明)
9/17	近長・喜代蔵	(用件不明、五段帳(検地帳)の件カ) 涌元清助子と共に出勤
9/21	近長・勇治郎	五段帳(検地帳)の件で緊急呼び出し(大庄屋)
12/3 ~ 12/6	近長・勇治郎	(用件不明)
12/18	近長・喜代蔵	(用件不明)

注 私用のための外出および村内・近隣村への公用外出は除く
出典: 有元家資料「年中気候日記並常例覚」(文久4年)

表 有元家の公用出張(嘉永7年)

日付	行先・人物	用件
1/3 ~ 1/6	近長・八右衛門	年頭のため(大庄屋)
1/8 ~ 1/23	大坂・八右衛門	年頭のため(大庄屋?、両郡惣代)
2/11 ~ 2/13	近長・勇治郎	(用件不明、初午カ)
5/26	近長・喜代蔵 (勇治郎代理)	御田初拝借願のため(掛屋) 勇治郎足痛につき喜代蔵代理
7/1 ~ 7/6	近長・八右衛門	暑気伺い(大庄屋)
9/23	近長・左吉郎	大坂湾異国船到来の対応のため 与一郎・涌元五兵衛と3人で出勤
9/26 ~ 10/2	近長・八右衛門	(用件不明、大坂湾異国船到来の対応カ)
10/15 ~ 11/2	大坂・勇治郎	御検見御礼と異国船御挨拶を兼ねて (両郡惣代)
11/7頃 ~ 12/14	赤穂・勇治郎	年貢米売払のため(掛屋)

注 私用のための外出および村内・近隣村への公用外出は除く
出典: 有元家資料「年中気候日記並常例覚」(文久4年)、「道中日記帳」(嘉永7年)、「有元勇治郎宛有元左吉郎書状」(嘉永7年11月7日付)

表 は、当主勇治郎の日記(文久4年分)から、同家の家族構成員が公用出張した記事を抜き出したものである。この日記は、当主勇治郎が日々の出来事を書き付けたもので、当主以外の家族構成員の記録はさほど多くない。表 は、これらの記事の中から、有元家の家族構成員が遠方への公用外出のために家を留守にした記事を抜き出したものである(これ以外にも、村内や近隣村への公用外出や、私用の外出のために家を留守にすることもあった)。表 - 参考は、嘉永7年(1854)の日記から、同じく公用出張の記録を抜き出したものである。

これによると、大庄屋として年に四~五回程度の近長出張があったことが分かる。うち三回(年頭挨拶・初午伺い・暑中伺い)は定

例の出勤であり、それ以外に臨時の用件で呼び出されることがあった。出張日数は一回につき四~五日程である。また、近長への出張以外にも、両郡惣代に当たった年は、大坂へ年頭挨拶に出張する必要があった。

有元家では大庄屋に加えて掛屋などを兼任していたため、掛屋としての公用出張もみられる。掛屋業務では、年貢米売払のための赤穂出張(11~12月)、年貢金納に関わる銀談のための大坂出張など、半月から一ヶ月におよぶ長期出張をする必要があった。また、毎年8月にその年の貢納額を試算するため近長に長期出張することもあった。

ここから、有元家の当主は公用のため、頻りに長期間家を留守にしていたことが分かる。なお、文久期には弟左吉郎が掛屋見習を、嫡男喜代蔵が大庄屋見習を勤めており、公用負担が分散される傾向にあった。

表 日記への登場回数(文久4年) (単位:件)

	公用			その他 公的領域		家業			私用 (非家業)			
	本陣	大庄屋	掛屋	村・地域	親戚	農作業	山	家産管理	私的外出	年中行事 手習いなど		
勇治郎	2	10	0	7	7	2	4	2	13	2	0	0
左吉郎	0	0	5	2	3	0	0	3	6	2	0	0
喜代蔵	0	2	0	3	2	1	0	1	3	6	0	0
荘之助	0	0	0	3	1	0	2	3	0	6	0	2
武七郎	0	1	0	4	2	0	1	2	0	6	0	5

注: 勇治郎・左吉郎・喜代蔵の妻および娘の記事は省略
出典: 有元家資料「年中気候日記並常例覚」(文久4年)

表 は、文久4年の日記記事のうち、有元家の家族構成員の名前が出てくる記事を抜き出し、内容別に分類したものである。

これによると、当主勇治郎は、大庄屋業務や有元家の公的な付き合いから家業にいたるまで、様々な役割を担っていたことが分かる。当主勇治郎に次いで記載件数が多いのが弟左吉郎である。彼は掛屋業務のほか、有元家の家産管理に関わることが多かった。また、山の管理についての記事が三件あるが、これは、芝刈の「奉行」や木の売却など、家産管

表 有元家兄弟間で交わされた書状一覧(文久元年~文久4年)

年 月日	差出人 (地名)	宛先人 (地名)	公用			その他 公的領域		家業		私用 (非家業)		その他
			本陣	大庄屋	掛屋	村・地域	親戚	農作業	山	家産管理	家族	
文久 8/16	勇(古町)	左(近長)	2			1		1	1	1	1	
元年 8/20	喜	左(近長)		1							1	1
8/20	喜	左(近長)	3	2								1
8/22	勇(古町)	左(近長)	2	1				2				
8/23	喜(古町)	左(近長)		3				1	2			3
8/23	勇	左(近長)	1	2								
8/23	勇(古町)	左(近長)	2	5				1	2	3		1
文久 8/30	左(古町)	勇(近長)	4	4				2			1	1
4年 9/2	喜、左	勇	4	2		1		2			1	1
9/6	左、喜 (古町)	勇(近長)	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
11/8	喜	勇、左	2	3				1				

注: 勇...有元勇治郎、左...有元左吉郎、喜...有元喜代蔵
出典: 有元家資料

理や統括的役割が強いという特徴が見受けられる。

嫡男喜代蔵は、記載件数は左吉郎に次ぐ三番目であり、公用（大庄屋見習）から家業・私的な外出まで幅広い記載がみられる。

表は、文久年間に勇治郎・左吉郎・喜代蔵の間で交わされた書状の内容を分類したものである。

表によると、どの書状にも本陣・大庄屋・掛屋など有元家の家族構成員が担う公用についての用件が記されている。それ以外には、村や親戚付き合いに関わる用件、家業に関わる用件、有元家の家（建物）や家族の動向についての用件などが見られる。

これらのことから、勇治郎・左吉郎・喜代蔵の間で交わされた書状は、古町の有元家と公用出張先との間で、公用遂行のための情報交換を第一目的として交わされたものであったことが分かる。また、家業・親戚付き合いなど私的な用件についての相談・指示も含まれており、左吉郎喜代蔵連名の場合は、左吉郎の筆跡であることが多いという特徴があった。

小括 有元家の家族役割について

土浦藩の飛び地で大庄屋・掛屋を勤める有元家では、公用出張のため当主が留守にすることが多かった。当時の有元家には、当主以外にも成人男性が複数おり、彼らが当主の役割を補佐する傾向が見られた。出張先と古町村有元家との間では、書状によって頻りに情報交換が行われており、当主の弟・嫡男が公用遂行のみならず家政運営面でも当主を補佐する役割を果たしていたことがうかがえる。

表を、長野ひろ子氏が提示した家経営体内のジェンダー分業の概念（家族役割）と比べると、非相続人である当主の弟の役割が、公的領域・所有主体としての領域にまで踏み込んでいるという違いがあることに気付く（長野氏前掲書）。また今村氏は、近世後期熊本藩の地方役人について、地方役人職が「家業」として子弟に継承されていたこと、地方役人職とその家の百姓経営との「両立」が大きな関心事になっていたことを指摘している^{*4}。

これら先行研究の論点を踏まえると、有元家では、公用と豪農経営を両立させる上で重要な位置を占めていたことが分かる。遠方への公用出張が多い有元家では、当主の弟が、公用と豪農経営との両立／留守宅での公用補佐の両面から家経営を支えていたのである。

*4 今村直樹「近世後期の手永会所と地域社会」（稲葉継陽ほか編『日本近世の領国地域社会』吉川弘文館、2015年）

家産トラブル（仲ノ田一件）における当主の弟の役割

史料

乍恐以書付御伺奉申上候
一、^(A)私親有元八右衛門代天保十一子年、古町村先庄屋藤兵衛・同六左衛門・同仁右衛門等立会、有元八右衛門所持の田畑 名寄下調仕候処、字仲ノ田と申高式石五斗の地所相分り不申、種々取調候得共、当時村中二字仲ノ田と申伝へ候処無御座候二付、村方一同談の上村役人連印書附を以、右の趣御歎願奉申上候処……^(B)同年より申年迄御引分米を以米壹石五斗宛御用捨被為 成下、難有頂戴仕候…
…然ル処、今子年村方談の上村方田畑畝名寄帳取調申度二付、田熊村中村嘉芽市相頼、算当取調申候二付、則同人立入の上田畑不残地押仕候処、仲ノ田と申地所無御座候、乍併^(C)私共抱分字清水が瀬万歳楽と申候所二畝広の地所御座候二付、右仲ノ田の分畝請仕候ても進退相成可申と可奉存候地所御座候間…
…^(D)然ル上は以後右御高引式石の分、私共より御上納可仕候……
元治元年子十一月 古町村有元勇治郎
近長御役所

これは元治元年（＝文久4年）11月に、勇治郎が近長御役所へ提出した書付で、同年に起こった家産トラブル（仲ノ田一件）の顛末が記されている。

仲ノ田一件は、文久4年3月の「五段帳（検地帳）捨え」の際に、小前の一部が、有元家所持地（仲ノ田）の上納免除への不満を理由に、検地帳への押印を拒否した事件である。字仲ノ田は、天保14年（1843）頃から所在不明の土地として扱われ、この土地にかかる上納が免除され続けていた（下線A～C）。半年に及ぶ話し合いと検地帳調査の末、同年一月頃に、字万歳楽の畝広の分を仲ノ田の代わりとし、上納免除は取り止める方向で落ち着いたようである（下線D）。

この一件の背景には、大庄屋・本陣など公用を勤める有元家への様々な不満、村役人らへの不満などが、仲ノ田分上納免除への不満＝検地帳への押印拒否という形で発露したという事情があった。

ところで、仲ノ田一件の解決策、字万歳楽の畝広の分（検地帳より実面積が広い分）を字仲ノ田の代わりとし上納免除は取り止めるという条件には、当主の弟（左吉郎）が提示した解決案が「有元家の意向」として採用され、有元家と小前らとの和談条件に採用されたという経緯がある。一般的に近世の村社会では、家産管理権は当主にあり、それ以外の家族構成員は家産管理の主体になりえなかったとされているため（長野氏前掲書）、この一件は、「家」の内実を再考する上で示唆に富む事例である。

当主勇治郎の『日記』から仲ノ田一件に関わる記事を抜粋してみると、仲ノ田一件の解決にあたって、当主勇治郎と弟左吉郎の間で

役割分担があったことがうかがえる。

4月10日や6月17日・18日、8月12日に行われた小前らとの和談交渉には、当主勇治郎が出向いている。

一方で、小前らとの和談交渉と並行して、中村嘉芽市に依頼した検地帳調査（「五段帳拵え」）が3月・4～5月に行われ、8月には検地帳の名寄せ調べが行われている。庄屋宅（涌元家）で行われたこれらの調査には、主に左吉郎が立ち会っている。

ところで、左吉郎は公用・私用どちらの立場で、これらの調査に立ち会ったのだろうか。この当時は有元家構成員が勤めていた公用は、勇治郎が大庄屋と掛屋、左吉郎が掛屋見習、喜代蔵が大庄屋見習であった。土浦藩美作藩領の掛屋の職務は、年貢（金納分）の収納、郡中割の収納などで、8月には年貢高試算も行っていた。これら公用の兼ね合いから調査に立ち会った可能性も考えられるが、小前の一部から左吉郎の行動への苦情が出ていることから、有元家による私的な立ち会いという側面が強かったことをうかがわせる。

史料

仲ノ田一件委細喜代蔵より承り申候処、上村御伯父様二も此段八御上様へ御届ケ申上候方宜敷様御申被成候由二付、助九郎様内々御手元へ御出張御内談も被下候趣承知仕候、兼て御談し申上候通、^(A)此義八打明御上様へ御届ケ申上候方至極宜敷哉二奉存候二付、正信靈神様（八右衛門）二御鬮上ケ申候、御届ケ申上候方宜敷との御鬮二御座候上は得と御考御届可為下様仕度奉存候、何分是迄御手当御頼申上候義は村役人も一同連印の事二付、当家計の心配二は無御座候、^(B)此度地押シ致シ申候、弥此地所と申事八相分り不申候得共、少々畝広の場所御座候二付、下地字万歳楽と心得居申地所二、仲ノ田反畝ヲ当テ、万歳楽ト八字小切と申候、少し畝広の干田二付、此処へ附ケ申候ハ、ケ成進退相成可申と奉存候間、此段御届ケ申上候上、^(C)御上様へ申上候方宜敷と奉存候

これは、9月2日付勇治郎宛左吉郎喜代蔵書状の別紙（抄出）で、筆跡などから左吉郎が書いたものだと考えられる。

ここでは、名寄せ調べの中間報告と併せて、左吉郎自身の見解として、仲ノ田の所在地は見つからないが、字万歳楽という土地が「畝広」つまり検地帳よりも実面積が広いので、その分を仲ノ田の代わりとして届け出るのが良いのではないかと述べている（下線B・C）。

ここで、再度史料（同年11月に勇治郎が近長御役所に提出した書付）に立ち返ってみたい。史料には仲ノ田一件の解決策として「私共抱分字清水が瀬万歳楽と申候所二畝広の地所御座候二付、右仲ノ田の分畝請仕候ても進退相成可申と可奉存候」とある。これは、史料で展開された左吉郎の主張を踏まえた上で作成されたものであったことが分

かる。

小括 家産トラブル（仲ノ田一件）における当主の弟の役割

有元家所持地にまつわるトラブル仲ノ田一件では、当主勇治郎が村内小前らとの和談交渉を行い、左吉郎が土地調査に立ち会うという役割分担があった。また、仲ノ田一件の解決策は、左吉郎が土地調査に立ち会う中で見出されたものであった。当初は当主の弟による私的な見解に過ぎなかったが、書状で繰り返し訴えろといった当主への説得工作を経て、「有元家の意向」として採用され、近長御役所宛の書付に記載されるという経緯を辿っている。

当主の弟による家産管理の意義と限界

資料 下線Aには、左吉郎が父八右衛門の霊前で鬮引きしたことが記されている。この鬮引きは当主勇治郎の留守中に行われており、鬮の結果は左吉郎の見解（下線B）を後押しするものであった。

鬮引き行為には、「当主の意思を神慮によって権威づける」「当事者の合意を得るための手段」という意味がある（小和田哲男『呪術と占星の戦国史』新潮選書、2000年、倉地克直『大国家の相続と鬮文化』岡山地方史研究』127、2012年）。

史料の鬮引き行為は、近世社会の中では家産管理権を持たない非相続人という立場に過ぎない左吉郎による、当主の説得工作である。先代当主である父の霊前で鬮を引くことで、先代当主の意向＝「有元家の意向」という体裁が整い、自身の見解に説得力を持たせる効果を期待したと考えられる。

また、小前らの中には、左吉郎が土地調査に立ち会うことへの苦情や、左吉郎と当主勇治郎の見解が異なることへの不信・不満を申し述べるものもいた。

近世社会では公的に「家」を代表するのは当主であり、非相続人である弟左吉郎は、この領域には立ち入ることが出来なかったのである。

(2) 得られた成果のインパクト

得られた成果

本研究では、非相続人の家族役割（「当主・嫡男の代理」とされていた可能性と「一人前として扱われない」ことの内実）を、史料に即して明らかにした。

a) 当主代理としての役割＝「家」内での合意形成の主導

史料に記された有元家の見解は、当主の専断ではなく、「家」内での議論の総体であった。

有元家の場合、当主の弟が、土地調査

の実務に全面的に関与し、「家」内での合意形成に重要な役割を果たした。この背景には、当主が地方役人業務で多忙であるという、地方役人を兼務する有元家特有の事情があった。

b)一人前として扱われない場面 = 公的な場面では、当主が「家」を代表し、当主名義で「家」の見解を公表することが求められた

非相続人である当主の弟左吉郎は、この領域には立ち入ることが出来なかった。

得られた成果のインパクト

非相続人の家族役割について、先行研究でも「一人前として扱われない」ながらも「当主の代理・補佐」的な立場であった可能性が指摘されていた。

ただし、歴史研究に用いられる史料の大半は、当主名義で書かれた公文書（の控え）や投手の日記・手紙である。当主以外の家族構成員については、「当主が書いた史料」というフィルターを通して語られるという史料的制約があった。このため、非相続人の家族役割も、観念的な提示にとどまらざるを得ないという問題点を抱えていた。

本研究ではこの点について、史料に即して検討し、「家」内部では「当主の代理・補佐」的な役割を果たすことが可能であったが、公的行為の主体になることはできないという、近世社会での非相続人の立場を明らかにすることができた。

非相続人の家族役割とその限界を具体的に明らかにし得たことで、これまで当主を中心に語られてきた近世の家族役割の見直しが進むことが期待される。

(3) 今後の展望

豪農有元家の弟左吉郎の家族役割を位置付ける上で、地方役人業務の「家業」化の志向（今村氏前掲書）が大きく関わっているという課題が浮かび上がった。

今後は、豪農有元家における地方役人業務の「家業」化の志向の分析を行い、豪農経営における非相続人の役割を、家業/公用の両側面から総合的に位置付けたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

加納 亜由子、日記・書状にみる当主の弟の役割 美作国豪農有元家を事例に、広島史学研究会、2014.10.26、広島大学（広島県）

加納 亜由子、豪農経営における当主の弟の役割について 記録資料館寄託有元家資料の分析から、岡山県立記録資料館平成 24 年度第 2 回調査報告会 / 岡山地方史研究会 12 月例会、2012.12.08、岡山県立記録資料館（岡山県）

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加納 亜由子 (KANOU, Ayuko)
神戸大学・経済経営研究所・助教
研究者番号：00634346

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：